

# 大山町遊休施設等利活用事業者募集要項

平成29年7月13日

## 1 目的

大山町施設において、遊休施設となっている建物及び土地（以下、「遊休施設等」という。）について、地域活性化を図ることを目的とし、遊休施設等の利活用を希望する事業者等を広く募集します。この趣旨を理解のうえ、周辺の地域環境に十分配慮するとともに、対象地域の活性化を図ることを求めます。

## 2 募集対象遊休施設等の名称及び概要

### (1) 林業振興センター【資料1参照】

- ① 所在地：鳥取県西伯郡大山町田中817
- ② 建物概要：床面積573.50㎡、昭和59年建築、鉄筋コンクリート造り2階建て
- ③ 敷地面積：公簿面積1084.34㎡

### (2) 神田地区集会所（旧神田分校体育館）【資料2参照】

- ① 所在地：鳥取県西伯郡大山町加茂2621-2
- ② 建物概要：床面積214.00㎡、昭和52年建築、鉄骨造り平屋
- ③ 敷地面積：公簿面積592.00㎡

### (3) 上大山地区集会所（旧大山農場分校体育館）【資料3参照】

- ① 所在地：鳥取県西伯郡大山町門前957
- ② 建物概要：床面積188.00㎡、昭和53年建築、鉄骨造り平屋
- ③ 敷地面積：公簿面積4940.00㎡（貸付・売却面積500.00㎡）

## 3 貸付料等

### (1) 林業振興センター

- ① 年間貸付料290,000円（土地・建物込み）
- ② 施設は現状引き渡しとし、大山町において修繕等はいたしません。
- ③ 貸付期間中に利用施設に修繕等が必要となった場合の費用は、申請者負担となります。
- ④ 取得を希望される場合、建物及び土地の売却最低価格は6,600,000円となります。登記費用は申請者負担となります。

## (2) 神田地区集会所（旧神田分校体育館）

- ① 年間貸付料 47,000 円（土地・建物込み）
- ② 施設は現状引き渡しとし、大山町において修繕等はいたしません。
- ③ 貸付期間中に利用施設に修繕等が必要となった場合の費用は、申請者負担となります。
- ④ 取得を希望される場合、建物及び土地の売却最低価格は 1,070,000 円となります。登記費用は申請者負担となります。

## (3) 上大山地区集会所（旧大山農場分校体育館）

- ① 年間貸付料 45,000 円（土地・建物込み）
- ② 施設は現状引き渡しとし、大山町において修繕等はいたしません。
- ③ 貸付期間中に利用施設に修繕等が必要となった場合の費用は、申請者負担となります。
- ④ 取得を希望される場合、建物及び土地の売却最低価格は 1,020,000 円となります。登記費用は申請者負担となります。

## 4 応募資格

法人、団体、個人を問いません。ただし、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する事項を目的とする場合は応募できません。

## 5 応募方法

利用申請書（様式第 1 号）に利用計画書（様式第 2 号）を添えて提出してください。  
また、別途町長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

## 6 応募期間

平成 29 年 7 月 14 日（金）～平成 29 年 8 月 18 日（金）

## 7 施設の見学

対象となる遊休施設等について、随時見学を受け付けています。見学を希望される場合は、平成 29 年 8 月 14 日（月）午後 5 時 15 分までに次の事項をファックスまたは E-mail にて大山町総務課まで連絡してください。なお、日時等については、都合により調整をする場合があります。

- ① 見学を希望する団体名及び担当者の氏名・連絡先
- ② 見学を希望する遊休施設等
- ③ 見学を希望する日時（なるべく候補を複数あげてください）
- ④ 検討している利活用方法

【施設見学希望連絡先】

ファックス 0859-54-2702

E-mail [soumu@daisen.jp](mailto:soumu@daisen.jp)

※件名は、「【施設見学希望】遊休施設等利活用事業」としてください。

## 8 審査方法

応募者から提出された利用計画について、大山町遊休施設等利活用選考委員会を設置し審査を行い、利用内定者を選定します。

### 【審査基準】

- ① 提出された書類により書類審査を行います。また、必要に応じて面接の上、聞き取りを実施します。
- ② 書類審査の後、遊休施設等所在地の地域住民から利用計画についての意見聴取等を実施します。必要に応じて応募者に出席を求める場合があります。
- ③ 書類審査及び地元協議結果により判定し、利用内定者を選定します。

## 9 契約

### (1) 締結

内定が決定した後、大山町及び内定者が双方協議の上、賃貸借又は売買契約を締結します。

### (2) 解除

契約期間満了となった場合、または契約期間内であっても契約内容に違反した場合及び応募資格を満たさなくなった場合は契約を解除します。

## 10 留意事項

- (1) 提出された書類は返却いたしません。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (3) 利用内定が決定した後、利用者として著しく不相当と認められる事象が生じた場合は、利用者としての資格を取り消す場合があります。

## 11 申し込み・問い合わせ先

〒689-3211

鳥取県西伯郡大山町御来屋 328 番地

大山町総務課

電話 0859-54-5201 FAX 0859-54-2702

E-mail : [soumu@daisen.jp](mailto:soumu@daisen.jp)